

第 53 期 高知地方最低賃金審議会

第 4 回 高知県最低賃金専門部会

日 時 令和 3 年 8 月 4 日

場 所 高知労働局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

高知県最低賃金の改定審議

3 閉 会

第 53 期 高知地方最低賃金審議会
第 4 回 高知県最低賃金専門部会

1 開催日時 令和 3 年 8 月 4 日 9 時 29 分～11 時 34 分

2 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

3 議題・議事要旨

(1) 事務局より資料の説明

改定審議の前に事務局から各局の答申状況及び追加資料について説明を行った。

(2) 改定審議

労働者側の主張の要旨

「地域別最低賃金は地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の 3 要素に基づき決定すべきである。また、労働者の生計費を考慮するにあたっては労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように生活保護に関する施策に配慮すべきものであり、最低賃金は労働者のセーフティネットである。」とする主張がなされた。

使用者側の主張の要旨

今年度の改定審議についてはあくまでも「凍結」を主張する。なぜならばコロナ禍において大きな打撃を受けている零細企業、とりわけ「飲食業」「宿泊施設」「旅行観光業」に関するコロナ禍の現状を考慮すれば、「通常の事業の賃金支払い能力」を最大限に考慮すべきである。」「そもそも中賃の目安額の根拠が不明であり、中賃の目安を重要な資料として審議することに抵抗感を感じる。」との主張がなされた。

公益委員意見

「未だに労使の意見には隔たりがあり、歩み寄りが得られておらず、引き続き審議を継続する必要があると考えられることから、明日の 13 時 30 分から専門部会を開催することとしたい。」旨の意見が示され承認された。

(3) その他

次回の第 5 回専門部会は高知労働局別館 3 階会議室において 13 時 30 分から開催されることとなった。